

農水商工委員長報告

令和2年2月定例会(3月17日)

農水商工委員長報告をいたします。

今定例会において農水商工委員会に付託されました議案のうち、既に3月9日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和2年度島根県一般会計予算」など予算案10件、「貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例」など条例案5件、「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」の一般事件案1件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった第2号議案「令和2年度島根県一般会計予算」では、農業に関する提案の内容について、評価すべき点も多いが、国が輸入自由化路線をすすめる中、農家の皆さんの所得補償や農産物の価格保証を充実させることこそ必要である等の理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第2号議案「令和2年度島根県一般会計予算」についてであります。県産木材利用促進事業について、委員から制度の見直しにより、支援対象が施主から認定工務店に変わると、施主にとってメリットがあるのかどうかはわかりにくいのではないかと意見がありました。

これに対し執行部からは、継続的に県産木材を使う工務店の経営を安定させて建築コストを下げることが、施主への実質的なメリットにつながると考えている。まず、県において、県産木材の一戸あたりの使用割合が、平均して60パーセント以上の工務店を「認定工務店」として認定し、施主の側から県産木材の利用及び認定工務店が選ばれるよう、本制度について県民にPRしていく。認定工務店と製材工場等の間においては、継続的に県産木材を使用していく中で相互の連携を深めていただい

て、中期的なシステムとして、関係者全体にメリットのある制度としたいと考えているとの回答がありました。

次に、第60号議案「令和元年度島根県一般会計補正予算（第6号）」では、委員から商工労働部各課の減額補正の理由の一つとして、制度利用者からの申請件数等が予定していた件数よりも少なかったためとのことだが、制度そのものの周知が十分でないためではないかとの質問があり、これに対し執行部からは、県としては、予算要求に際し、商工団体等の支援機関や市町村から意見を聞くほか、予算編成後には県内各地で新年度の事業を説明する場を設け、制度の周知を図っているところである。広く事業者のところまで必要な情報が伝わるよう、引き続き市町村や関係団体と連携して取り組んでいくとの説明がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、農林水産部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「『島根県農林水産基本計画（素案）』に対する主な意見と回答について」では、委員から、各委員や議員からの意見、パブリックコメント等を踏まえ、最終的な計画を策定してほしい、また、他の委員からは、計画（素案）についてはまだ農林水産業の関係者に浸透していないように感じており、ぜひ、多くの方に伝わるよう県として努力してほしいとの意見がありました。

次に、商工労働部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「新型コロナウイルス感染症による県内企業への影響等について」では、委員から、既に様々な影響が出ているが、県内の事業者の皆さんの状況をよく掴み、国に対して必要な要望をしてほしいとの意見があり、これに対し執行部からは、全国の状況や国の対策を踏まえ、今後起こりうる様々なことを想定しながら、関係機関と連携、情報共有し、県として必要な対応をとっていくとの回答がありました。

また、労働委員会事務局及び農林水産部執行部からも、新型コロナウイルス感染症による労働環境への不安の声や農林水産業への影響に対しては、相談窓口や利用できる制度などについて周知していきたいとの説明がありました。

以上、農水商工委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。